七十　内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
甲状腺良性腫瘍、バセドウ病又は副甲状腺機能亢進症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　甲状腺外科専門医又は内分泌外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
⑤　「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」が作成する名簿に登録していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科を標榜していること。
②　当直体制が整備されていること。
③　緊急手術体制が整備されていること。
④　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

第三第十七号を次のように改める。

十七　削除

第三に次の三号を加える。

五十四　トレミキシンを用いた吸着式血液浄化療法　特発性肺線維症（急性増悪の場合に限る。）

五十五　腹腔鏡下センチネルリンパ節生検　早期胃がん

五十六　オクトレオチド皮下注射療法　先天性高インスリン血症（生後二週以上十二月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。）

○農林水産省告示第三千二百四十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十六年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から平成二十七年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに平成二十六年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき七、〇六〇円

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、四二〇円

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一二、一七〇円

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

（備考）

1　第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一六・三度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上一六・三度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一六・三度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

2　第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3　第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一九・五パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一九・五パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六一円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一九・五パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセント上回るごとに六一円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第三千二百四十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十五年十二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四九、九二〇円

適用期間　平成二十六年一月一日から三月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十六年一月一日から三月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二、六〇二円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三六二円）

適用期間　平成二十六年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三〇、八四一円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、二三一円）

適用期間　平成二十六年一月一日から三月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六四、三三〇円

適用期間　平成二十六年一月一日から三月三十一日まで